

## (令和7年度 第4回 宮城県大規模小売店舗立地専門委員会 会議録要旨)

日 時	: 令和7年11月13日(木) 午前10時から
場 所	: 宮城県行政庁舎14階 経済商工観光部会議室(オンライン併用)
出席者	: 資料参加者名簿のとおり

### 1 開会

事務局

ただいまから、令和7年度第4回宮城県大規模小売店舗立地専門委員会を開催いたします。  
本日御出席の委員は5名でございます。大規模小売店舗立地専門委員会条例第4条第2項により定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告致します。  
続きまして、傍聴人について御報告いたします。本日、傍聴の方はおりません。

それではここからの進行は蒔苗委員長にお願いしたいと思います。蒔苗委員長よろしく願いいたします。

### 2 議事

#### (1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

蒔苗委員長

それでは、お手元の次第により議事を進めてまいります。  
まず、議題の(1)「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況」に関して、事務局から説明願います。

事務局

#### ※資料1、1-Aに基づき説明

蒔苗委員長

説明ありがとうございます。説明にありました通り、前回の委員会以降、変更の届け出が2件ありました。最初に届出について質疑はございますか。よろしいでしょうか。

蒔苗委員長

次に(仮称)クスリのアオキ角田梶賀店について事務局から報告事項ということで説明がありました。ご意見があればお願いします。

小林委員

特に現状問題ないかと思いますが、参考までに15分延長した理由について差し支えなければ教えてください。

事務局

事業者の方からは、お客様のニーズに合わせてということで伺っております。

小林委員

ありがとうございます。

蒔苗委員長

その他よろしいでしょうか。それでは、この件は報告事項ということで進めていただければと思います。

## (2) 大規模小売店舗立地法に基づく届出について

### イ【新設】(仮称)クスリのアオキ白石大畑店(法第5条第1項)

蒔苗委員長

はじめに、「(仮称)クスリのアオキ白石大畑店」の届出概要について審議を行いますので、関係者の入室を認めます。それでは、届出概要について事務局から説明願います。

事務局

#### ※資料2に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして質問等がございましたらお願いします。

本郷委員

22時以降、駐車場の南側部分を規制するというのですが、カラーコーンなど、具体的にどのような方法で規制するのか教えてください。

設置者

具体的な利用規制の方法ですが、ご指摘の通り、コーンの設置、コーンバーという形で南側の部分は閉鎖をすることを検討しております。また、出入口③につきましては、チェーン等で閉鎖をする予定です。

本郷委員

わかりました。ありがとうございます。住居が近い側ですので、よろしくをお願いします。

内田委員

出入口②の北側に、出入口に入る車両のその先が「行き止まり（通り抜け不可）」と地図に記載されているのですが、この行き止まりの状況はどうなっているのでしょうか。全く通り抜けできないような道路の仕様になっているのか、状況を教えてください。

設置者

バリカーが設置されており、車両は通れない構造になっていますが、自転車や歩行者は通れる構造になっています。

内田委員

わかりました。ありがとうございます。

馬場委員

2点お伺いします。1点目は、前店舗があった際に、交通事情に関してヒアリングなどにより何か問題などがあり、今回配慮した点があれば教えてください。2点目は、画像にあるように、全体を白いフェンスで囲っているようですが、かなり古いようですので、どのような形で景観上の配慮がなされるのか、このまま再利用するのか教えてください。

設置者

2点頂きましたので1点ずつ回答いたします。まず、前店舗が運営されていた当時の交通事情についてですが、特段、交通事情で何か問題があったということは聞いておりません。一方、今回、県警本部との協議の中で、当時は、南側にもう1箇所の出入口があったのですが、出入口が多いと交錯する危険があるということで、その南側の出入口部分については今回閉鎖をするという形で配慮を行っております。もう1点の既存のフェンスにつきましては、現状はこのまま既存のフェンスを利用させていただきたいと考えております。

馬場委員

ありがとうございます。リクエストとしましては、少しフェンスの塗装をやり直すなど、新しい店舗にふさわしいような景観についてもご検討いただければと思います。

設置者

はい、貴重なご意見ありがとうございます。

蒔苗委員長

その他いかがでしょうか。

新設の届出書には警察との協議の状況が記載されていないのですが、公安委員会とも協議したということよろしいのでしょうか。

設置者

はい、協議いたしました。

蒔苗委員長

その際の意見は、南側の出入口を塞ぐということですが、他に何か指摘された事項はありますか。

設置者

出入口を塞ぐということと、荷捌き車両が駐車場内を走行しますので、極力来客の少ない時間帯にするようにというご指摘をいただいております。

蒔苗委員長

出入口①の出庫は左折のみで計画していると思いますが、右折させないための対策というのはいかが考えられていますか。

設置者

来客につきましては、今設定している来退店経路を開業時にしっかりと周知させていただくこと、また、開業時等に誘導員の配置も検討しており、そういった対応の中で右折をさせないように、と考えております。

蒔苗委員長

看板等で、左折出庫の表記はする計画ですか。

設置者

左折出庫の看板の設置は予定していないのですが、開業後に右折出庫が多くなれば、改めて検討したいと考えております。

蒔苗委員長

かなり交差点に近く、右折車線が存在する状況なので、右折させないような対応をあらかじめ検討していただいた方が良くと思います。看板などを出口に立てることになるかと思いますが、そちらで右折できないことが分かるように表記していただければと思います。また、

出入口②付近の市道の状況ですが、出入口②から右折するところにバリカーはなく、行き止まりの部分にバリカーがあるということですね。

設置者

はい、そうです。

蒔苗委員長

ここも誤って侵入しないように、右折してしまわないように何らかの対応をしていただいた方が良くと思います。

設置者

はい、検討いたします。

小林委員

今の出入口に関連し、いずれも路面表示が「直進」の表示しかないので、出入口①は「左折」のみの矢印、出入口③も市道には直進してもらいたくないということなので、左右だけに矢印がいくようにしていただきたいです。出入口②についても路面表示に左折の矢印を表記いただくだけでも、来られた方が納得して対応いただけるのではないかと思います。また、22時以降のポストコーン設置や、出入口をチェーンで封鎖するなど、警察との協議の内容については、届出書に記載がなければ事務局と話していただき、追記するのか差し替えるのかを検討していただければと思います。事務局に確認ですが、この案件は、申請者が変わることによる5条1項ということなのでしょうか。

事務局

従前の店舗は、店舗面積が1000㎡に満たない店舗で運営されておりました。今回の店舗は1000㎡を超えるため、5条1項の新設届がなされたものです。

小林委員

わかりました。面積要件を超えて新設されるということですね。今回、増築はありましたか。

設置者

はい。建物は既存店舗を利用しておまして、その中のバックヤード部分が少し売り場になるという形で、1000㎡を超えた形になっております。

小林委員

わかりました。ありがとうございます。

蒔苗委員長

今指摘のあった、届出の修正については、公安委員会・警察協議が記載されていない状況です。説明のあった追加対策も含めて届出書に示してもらった方が良いかと思えます。

事務局

はい、対応させていただきたいと思えます。

蒔苗委員長

その他よろしいでしょうか。

それでは、この件については終了したいと思います。関係者の方は退席をお願いします。ありがとうございました。

### (3) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について

蒔苗委員長

続いて、議題(3)大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について審議してまいります。

#### イ 【新設】スーパーセンタートライアル石巻店

蒔苗委員長

はじめに、「スーパーセンタートライアル石巻店」の意見案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

#### ※資料3に基づき説明

蒔苗委員長

説明ありがとうございます。ただいま説明のあった通り、県の意見案としては「なし」、附帯意見ありとなっています。こちらについてご意見などございますか。

7月の「交通対策と現地調査会」の実施状況の中で、出入口3に面する市道へのセンターラインの設置や、出入口以外からの車両侵入を防ぐためのフェンスの設置などを検討するよう指摘されたと記載されていますが、こちらの対応状況が分かれば教えてください。

事務局

センターラインにつきましては、協議が平行線の状態であると伺っておりますが、看板やフェンスについては設置予定とのことですので。

蒔苗委員長

ありがとうございます。その他よろしいでしょうか。

馬場委員

資料6頁の図面を見ると駐車場がかなり広いというか、片方によっているタイプの配置で、車が多く入ったときに、(歩行者が)移動する際、歩行者、カート置き場の動線が確保されていないと危険ではないかと思いました。カート置き場、歩行者を安全に歩行させるための通路がどのような計画になっているか教えてください。

事務局

カート置き場や歩行者の通路については把握しておりません。歩行者の通行の利便の確保等のための計画として、「駐車場内は、停止線等の路面標示を設置することで車両及び歩行者の安全確保を図ります。また、必要に応じて交通整理員を配置し適切に誘導し、歩行者等の安全確保を図ります」という内容で届出されております。

馬場委員

一般的なことはどの程度配慮されているものなのかわかりかねますが、たとえば、大規模小売店舗であれば、横断歩道のようなものが適宜設けられていたり、植樹帯の横を歩かせるようになっていたりなど工夫の仕方はあると思います。そのあたり申し送りのような形で検討いただければありがたいです。

事務局

附帯意見の中ではなく、事務局から事業者の方に、委員の方からいただいたご意見としてお伝えするというところでよろしいでしょうか。

馬場委員

はい。ありがとうございます。

蒔苗委員長

それでは、事務局から、委員会において委員から意見があったことをお伝えください。

蒔苗委員長

それでは、県の意見は「なし」、附帯意見は記載のとおりということで進めていただければと思います。

ロ【新設】(仮称) ドラッグセイムス石巻東中里店

蒔苗委員長

続きまして、ロ「(仮称) ドラッグセイムス石巻東中里店」の意見案について事務局から説明願います。

事務局

**※資料4に基づき説明**

蒔苗委員長

説明ありがとうございます。ただいまの通り、県の意見は「なし」、附帯意見として交通対策・騒音対策について追記していただいた形になっています。これに関してご意見などございますか。よろしいでしょうか。

それでは、県の意見は「なし」、附帯意見は記載のとおりということで進めていただければと思います。

**(4) その他**

蒔苗委員長

本日の議題については以上です。それでは、「その他」ですが、議事について何かございますか。

蒔苗委員長

よろしいですね。それでは、これで本日の議事について終了いたします。進行を事務局にお返しします。

司会

蒔苗委員長、議事進行ありがとうございました。それでは、「3 その他」について、事務局から発言願います。

事務局

次回の専門委員会につきましては、年明け1月8日木曜日の10時からを予定しております。よろしく願いいたします。

司会

それでは、本日のご審議大変ありがとうございました。以上で、令和7年度第4回宮城県大規模小売店舗立地専門委員会の一切を終了いたします。本日はありがとうございました。